

事件名	東京国際映画祭事件（第一審）
判決日・事件番号	東京地判平成 28・8・19（平成 28（ワ）3218）
出典	裁判所ウェブサイト
事案の概要	原告が、被告の運営するウェブサイト上の記事により著作権（翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権、名誉・声望権）を侵害され、また名誉を毀損されたと主張して、被告に対し、①著作権侵害、著作者人格権侵害ないし名誉毀損の不法行為に基づき、損害合計 340 万円及び遅延損害金の支払を求めるとともに、②著作権法 115 条ないし民法 723 条に基づき、被告のウェブサイトへの謝罪文の掲載を求めた事案である。
請求の結論	棄却
関係条文	著 20 条／著 27 条／著 113 条 6 項／著 115 条／民 723 条
著作物の種別	言語の著作物
原告著作物	雑誌の記事
著作物性	—
被告行為	原告が執筆した雑誌の記事を被告が自社のウェブサイトは無断で掲載した行為
権利の種類	翻案権 同一性保持権 名誉・声望権
主な争点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 翻案権侵害の成否 2. 同一性保持権侵害の成否 3. 名誉・声望権侵害の成否 4. 社会的評価の低下の有無 5. 真実性の抗弁ないし公正な論評の抗弁の成否
判旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 翻案権侵害の成否 原告が、被告各表現が原告各表現と同一性を有する部分として挙げる、概要①映画産業の国際発展を妨げている利権構造批判、②東京国際映画祭の事業費、事業委託先及びその関係、③映画産業の既得権益たる社会的集団を「映画村」と表現し、その状態を「独占」と表現したこと、④平成 26 年の映画祭事業費と委託費の割合、⑤既得権益を構成する企業名、⑥東京国際映画祭とクールジャパン政策の連携等のうち、①、②、④、⑤及び⑥は、原告の思想、感情又はアイデア、事実又は事件など、表現それ自体でない部分についての同一性を主張するものにすぎない。 また、③のうち「独占」との表現は、明らかに一般用語であって、表現上の創作性はない。 さらに、③のうち「映画村」との表現についても、ある特定の限られた分野又は共通の利害関係を有する一定の社会的集団を「〇〇村」と表現することは経験則上一般にみられるありふれた表現であって、これに、わずか 3

字からなる単語にすぎないことも併せると、この表現自体が著作権法上保護すべき創作的な表現であると認めることはできない。この点に関して原告は、被告記事では「映画村」(movie village)という表現に引用符の「””」が用いられ、「原発村から派生した造語」との注釈まで付されていることを指摘するが、引用符及び注釈の付記によって直ちに被告が著作権法上の創作性を自認したことにはならないというべきであるから、原告の指摘は上記判断を左右するに足りない。

したがって、被告各表現は、原告の主張によっても、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において原告各表現と同一性を有するにすぎず、表現上の本質的な特徴の同一性を維持したものとは認められないから、被告各表現が原告各表現を翻案したものであるということとはできない。

2. 同一性保持権侵害の成否

被告各表現が原告各表現の表現上の本質的な特徴の同一性を維持したものと認められない以上、被告記事は、原告記事の表現上の本質的な特徴を直接感得することができない別個の著作物であって、原告記事を改変したものということとはできない。

したがって、被告記事によって、原告記事に係る原告の同一性保持権が侵害されたということとはできない。

3. 名誉・声望権侵害の成否

著作権法 113 条 6 項の「名誉又は声望を害する方法」とは、単なる主観的な名誉感情の低下ではなく、客観的な社会的、外部的評価の低下をもたらすような行為をいい、対象となる著作物に対する意見ないし論評などは、それが誹謗中傷にわたるものでない限り、「名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当するとはいえないというべきところ、原告が指摘する被告記事の表現部分は、被告記事の著者の原告記事に対する意見ないし論評又は原告記事から受けた印象を記載したものにすぎず、原告又は原告記事を誹謗中傷するものとは認められないから、たとえ、被告記事の表現によって、原告の意図と著しく異なる意図を持つものとして受け取られる可能性があるとしても、そのことをもって、原告の「名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」と認めることは相当でないというべきである。

したがって、被告記事によって、原告記事に係る原告の名誉・声望権が侵害されたということとはできない。

4. 社会的評価の低下の有無

被告記事の記載が原告の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、被告記事それ自体についての一般読者の普通の注意と読み方とを基準とし

て判断すべきことになるのであって、原告記事に同様の表現、論述が存在しないとか、被告記事がこれを大幅に要約したなどという事情は、被告記事の記載が原告の社会的評価を低下させるものであることの理由とはなり得ない。原告の上記主張は、それ自体失当であるといわざるを得ない。

そして、念のために検討しても、被告記事は、原告が「東京国際映画祭と日本映画全般の残念な国際的な地位は“映画村”のせいだと批判し、映画産業の既得権益に触れた」ものであり、「2014年度の映画祭事業費の3分の2は大手映画会社とその子会社、巨大広告代理店の電通、大手不動産会社の森ビルらが独占する委託費になっていることを指摘した」というものにすぎないのであって、原告がこのような批判や指摘をした旨の紹介自体が、一般読者の普通の注意と読み方とを基準とした場合に原告の社会的評価を低下させるものと認めることはできない。

したがって、被告記事が原告の社会的評価を低下させるものであるとの原告の主張は理由がなく、被告記事による名誉毀損は成立しない。

5. 真実性の抗弁ないし公正な論評の抗弁の成否

被告記事のうち原告に関する部分は、東京国際映画祭と日本の映画産業についての原告の意見を紹介するものであって、その内容自体からしても、公共の利害に関する事項について専ら公益を図る目的で掲載したことは明らかというべきである。

その上で、そもそも原告は、原告記事において「日本映画は大変不幸である。なぜなら日本の多様な声を世界に届ける『国際映画祭』が日本にないからだ。今年も10月22日から10日間にわたって『東京国際映画祭』が開催されるが、その任務は映画芸術の祝福にはない。予算の半分以上が税金で賄われる公益性の高いイベントでありながら、映画会社と広告代理店という『既得権益』を強化するばかりで、日本の映画産業や映画文化を育む機能を果たせていない。」「問題はこうしたクリエイティブ産業への支援が、現場に届かず、映画会社や広告代理店といった『映画村』の中で計画、実施されている点にある。」「日本映画のために本当に必要なことは、製作現場に投資を呼び込む枠組みづくりである。・・・しかし日本は国際競争から取り残されている。」「世界の映画産業はパラダイムシフトに入っている。世界市場の変化だけでなく、消費者行動の変化により、100年の歴史をもつ映画の概念が根本から変わろうとしている。その中においても、日本では国際的な実務能力をもたない『映画村』の人間たちが、政府から税金を引出し、利権を貪っている。人を育むことを無視した政策こそ、日本映画産業の国際的な発展を大きく妨げている。」「日本映画を次世代につなぐには、この利権構造との決別が急務である。」などとして、東京国際映画祭が日本映画産業や映画文化を育む機能を果たせておらず、人を育むことを無視した政策が日本

	<p>映画産業の国際的な発展を妨げていると述べ、もって、東京国際映画祭と日本映画全般が国際的に不本意な地位にあるとの趣旨の評価、評論を行っていたところである。</p> <p>そうすると、原告記事には「東京国際映画祭と日本映画全般のがっかりするような国際的な地位」といった表現は直接見当たらないものの、全体としてみると、被告記事における原告記事の引用紹介が正確性を欠くとまではいうことができない。</p> <p>また、そもそも原告は被告記事が原告記事の「要約」であること自体は自認しているものである上、念のために検討しても、原告は原告記事において「主催する公益財団法人ユニジャパンの決算報告書（2014年度）によれば、東京国際映画祭の事業費は約10億9656万円である。このうち66.6%を占める7億3052万円は『委託費』となっている。」「注目すべきはその非常に偏った委託先だ。2010年から14年の5年間では、KADOKAWAが広報宣伝事業。クオラスと北の丸工房が運営事業を、いずれも5年連続で委託されている。また12年より映画祭のオンラインチケット販売を担当している会社は電通の関係会社で、電通も13年を除くすべての年で委託を受けている。ユニジャパンの理事も広報事業と上映会場委託の東宝、歌舞伎座上映とイベント委託の松竹、メイン会場委託の森ビルなど、映画祭に近い特定の大企業の幹部という構成になっている。つまり健全な競争を排除した一定のグループが公益事業の運営、事業費を独占している。」などとして、平成26年度（2014年度）の東京国際映画祭の事業費の3分の2が企業に対する「委託費」となっていることを指摘していたところである。</p> <p>そうすると、被告記事は原告記事を大幅に要約したものであるとはいえ、全体としてみると、やはり被告記事における原告記事の「乙は2014年度の映画祭事業費の3分の2は大手映画会社とその子会社、巨大広告代理店の電通、大手不動産会社の森ビルらが独占する委託費になっていることを指摘した。」などといった引用紹介が正確性を欠くとまではいうことができない。</p> <p>加えて、被告記事のうち原告に関する部分をもみても、これが原告への人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱するものであるようにはおよそうかがわれない。</p> <p>以上からすれば、被告記事に名誉毀損としての違法性があるということにはできず、原告の名誉毀損に基づく請求は理由がない。</p>
<p>キーワード</p>	<p>翻案権 同一性保持権 名誉・声望権 映画プロデューサー 朝日新聞 東京国際映画祭 名誉棄損 社会的評価 真実性の抗弁 公正な論評の抗弁 映画村 独占 名誉回復措置 謝罪文</p>
<p>特記事項</p>	<p>控訴審：知財高判平成29・1・24（平成28（ネ）10091）</p>
<p>作成者コメント</p>	<p>名誉・声望権侵害や名誉棄損の成否が争われた珍しい事件であったが、侵害に</p>

	当たらないことが明らかな事案であるため、結論的にも妥当な判断といえる。
作成者	高畑 聖朗
作成日	平成 29 年 2 月 24 日